



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 6月13日金曜日 第1465号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立伊予三島看護専門学校学則の一部を改正する規則..... 679

告 示

鳥獣保護区の指定.....	679
特別保護地区の指定（2件）.....	680
狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....	680
医療機関の指定.....	683
指定医療機関の廃止の届出.....	683
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（3件）... ..	684
家畜商の免許.....	684
兼用工作物の管理の方法について.....	684
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	684
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	685
基本測量の実施の通知.....	686
公共測量の実施の通知（2件）.....	686
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	686
道路の供用開始（ " ）.....	686
開発行為に関する工事の完了.....	687
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定.....	687

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....	687
狩猟免許試験の施行.....	688
争議行為の通知の公表.....	689

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	689
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....	689

公安委員会公告

電子計算機の借入れ.....	690
----------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	691
---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第48号

愛媛県立伊予三島看護専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立伊予三島看護専門学校学則の一部を改正する規則

愛媛県立伊予三島看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「出身高等学校」の下に「又は出身中等教育学校」を加える。

第22条第1項中「学校教育法第1条に規定する大学」を「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3備考第2号に掲げる大学等」に改め、「（基礎分野の授業科目に相当するものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1325号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により指定しようとする鳥獣保護区は、次のとおりである。

なお、法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び八幡浜地方局産業経済部宇和林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定しようとする鳥獣保護区

(1) 名称

山田鳥獣保護区

(2) 区域

東宇和郡宇和町大字山田の県道宇和三瓶線の山田橋西端を起点とし、ここから同県道を西に進み、町道石城地区144号線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、町道石城地区145号線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道石城地区144号線に至り、ここから同町道を西に進み、町道2級路線7号線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、町道石城地区147号線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、町道石城地区201号線との交点に至り、ここから同町道を南ないし西に進み、町道石城地区189号線との交点に至り、ここから同町道を西ないし北に進み、町道1級路線6号線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道石城地区151号線との交点に至る。ここから同町道を北東に進み、町道石城地区150号線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、農道東境線との交点に至り、ここから同農道を北に進み、深ヶ川に出て、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

当該地域は、カモ類をはじめナベヅル、マナヅルなどの希少種も飛来しており、多数の渡り鳥が越冬地や中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図ることとし、大池を中心に鳥獣の生息環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課
愛媛県八幡浜地方局産業経済部宇和林業課

○愛媛県告示第1326号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び西条地方局産業経済部林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

黒瀬ダム特別保護地区

(2) 区域

西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道を南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

黒瀬ダム鳥獣保護区のうち、多くの水鳥が生息する水面を特別保護地区に指定し、当該区域に生息している鳥類の生息環境を保全する。

水質を適切に保持し、鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課
愛媛県西条地方局産業経済部林業課

○愛媛県告示第1327号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び宇和島地方局産業経済部林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

滑床成川特別保護地区

(2) 区域

滑床成川鳥獣保護区のうち、国有林宇和島事業区第61林班ほ小班、第62林班中は及びにの各小班、第63林班中と、ち及びぬの各小班、第64林班と小班、第65林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、第66林班ろ小班、第67林班ろ小班、第68林班ろ小班並びに第69から第71までの各小班的区域。

(3) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

滑床成川鳥獣保護区のうち、滑床渓谷周辺の特によく良好な鳥獣の生息環境となっている区域について特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

滑床渓谷周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課
愛媛県宇和島地方局産業経済部林業課

○愛媛県告示第1328号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定に

より、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成15年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
西条地方局	西条第1会場	平成15年7月10日（木）午前9時	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1
同 上	西条第2会場	平成15年7月25日（金）午前9時	東予市市民会館第5会議室	東予市周布349-1
同 上	西条第3会場	平成15年7月28日（月）午前9時	自動車会館大ホール	新居浜市本郷三丁目5-35
同 上	西条第4会場	平成15年7月29日（火）午前9時	丹原町文化会館小ホール	周桑郡丹原町大字田野上方2131-1
同 上	西条第5会場	平成15年7月30日（水）午前9時	自動車会館大ホール	新居浜市本郷三丁目5-35
同 上	西条第6会場	平成15年8月1日（金）午前9時	石鎚山ハイウェイオアシス館大ホール	周桑郡小松町大字新屋敷乙22-29
同 上	西条第7会場	平成15年8月12日（火）午前9時	伊予三島市民会館第2・3会議室	伊予三島市中曽根町500
同 上	西条第8会場	平成15年8月14日（木）午前9時	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1
同 上	西条第9会場	平成15年8月20日（水）午前9時	伊予三島市民会館第2・3会議室	伊予三島市中曽根町500
今治地方局	今治第1会場	平成15年7月25日（金）午前9時	伯方町農村環境改善センター	越智郡伯方町大字北浦甲2178
同 上	今治第2会場	平成15年7月30日（水）午前9時	テクスポート今治中ホール	今治市東門町5丁目14-3
同 上	今治第3会場	平成15年8月29日（金）午前9時	同 上	同 上
松山地方局	松山第1会場	平成15年7月15日（火）午前9時	川内町中央公民館1階大ホール	温泉郡川内町大字南方264
同 上	松山第2会場	平成15年7月17日（木）午前9時	伊予市市民会館4階第6会議室	伊予市米湊820
同 上	松山第3会場	平成15年7月18日（金）午前9時	北条市立ふるさと館2階大会議室	北条市別府995
同 上	松山第4会場	平成15年7月24日（木）午前9時	中山町農業総合センター2階中ホール	伊予郡中山町大字出淵2-120
同 上	松山第5会場	平成15年7月25日（金）午前9時	砥部町中央公民館2階講座室	伊予郡砥部町宮内1369
同 上	松山第6会場	平成15年7月29日（火）午前9時	久万町民館	上浮穴郡久万町大字久万町188
同 上	松山第7会場	平成15年7月30日（水）午前9時	小田町文化交流センター	上浮穴郡小田町大字寺村251-3
同 上	松山第8会場	平成15年7月31日（木）午前9時	美川村農村環境改善センター	上浮穴郡美川村上黒岩2923
同 上	松山第9会場	平成15年8月4日（月）午前9時	テクノプラザ愛媛テクノホール	松山市久米窪田町337-1
同 上	松山第10会場	平成15年8月19日（火）午前9時	同 上	同 上
同 上	松山第11会場	平成15年8月21日（木）午前9時	同 上	同 上
同 上	松山第12会場	平成15年8月26日（火）午前9時	同 上	同 上
同 上	松山第13会場	平成15年8月28日（木）午前9時	同 上	同 上

同	上	松山第14会場	平成15年9月4日(木)午前9時	同	上	同	上
同	上	松山第15会場	平成15年9月12日(金)午前9時	松山地方局7階大会議室		松山市北持田町132	
八幡浜地方局		八幡浜第1会場	平成15年7月4日(金)午前9時	総合センターしろかわ大会議室		東宇和郡城川町大字魚成下相951	
同	上	八幡浜第2会場	平成15年7月8日(火)午前9時	八幡浜地方局7階大会議室		八幡浜市北浜1丁目3-37	
同	上	八幡浜第3会場	平成15年7月10日(木)午前9時	同	上	同	上
同	上	八幡浜第4会場	平成15年7月14日(月)午前9時	同	上	同	上
同	上	八幡浜第5会場	平成15年7月15日(火)午前9時	野村町中央公民館集会室		東宇和郡野村町大字野村12-619	
同	上	八幡浜第6会場	平成15年7月16日(水)午前9時	同	上	同	上
同	上	八幡浜第7会場	平成15年7月25日(金)午前9時	徳森公園管理センター(大洲市立平公民館)		大洲市徳森2280-2	
同	上	八幡浜第8会場	平成15年7月29日(火)午前9時	同	上	同	上
同	上	八幡浜第9会場	平成15年7月29日(火)午前9時	宇和町文化会館中ホール		東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目444	
同	上	八幡浜第10会場	平成15年7月30日(水)午前9時	同	上	同	上
同	上	八幡浜第11会場	平成15年7月31日(木)午前9時	徳森公園管理センター(大洲市立平公民館)		大洲市徳森2280-2	
同	上	八幡浜第12会場	平成15年8月8日(金)午前9時	同	上	同	上
同	上	八幡浜第13会場	平成15年8月20日(水)午前9時	肱川町郷土文化センター(風の博物館)		喜多郡肱川町大字予子林99-1	
同	上	八幡浜第14会場	平成15年8月22日(金)午前9時	内子町文化伝習センター		喜多郡内子町大字五百木187	
同	上	八幡浜第15会場	平成15年8月26日(火)午前9時	五十崎町中央公民館		喜多郡五十崎町大字平岡甲185-1	
同	上	八幡浜第16会場	平成15年8月29日(金)午前9時	大洲市総合福祉センター		大洲市東大洲270-1	
宇和島地方局		宇和島第1会場	平成15年7月8日(火)午前9時	宇和島地方局7階大会議室		宇和島市天神町7-1	
同	上	宇和島第2会場	平成15年7月10日(木)午前9時	日吉村住民センター3階大ホール		北宇和郡日吉村大字下鍵山463	
同	上	宇和島第3会場	平成15年7月15日(火)午前9時	吉田町吉田公民館大ホール		北宇和郡吉田町大字西小路7	
同	上	宇和島第4会場	平成15年7月17日(木)午前9時	山村開発町民センター2階大会議室		北宇和郡松野町大字松丸343	
同	上	宇和島第5会場	平成15年7月25日(金)午前9時	三間町中央公民館2階大ホール		北宇和郡三間町大字宮野下835	
同	上	宇和島第6会場	平成15年7月28日(月)午前9時	城辺町社会福祉会館		南宇和郡城辺町甲2420	
同	上	宇和島第7会場	平成15年7月30日(水)午前9時	広見体育センター		北宇和郡広見町大字近永800-1	
同	上	宇和島第8会場	平成15年7月30日(水)午前9時	一本松町山村開発センター		南宇和郡一本松町広見3520	
同	上	宇和島第9会場	平成15年8月7日(木)午前9時	宇和島地方局7階大会議室		宇和島市天神町7-1	
同	上	宇和島第10会場	平成15年8月21日(木)午前9時	津島町中央公民館大集会室		北宇和郡津島町岩松甲471	
同	上	宇和島第11会場	平成15年8月27日(水)午前9時	宇和島地方局7階大会議室		宇和島市天神町7-1	

3 申込みの手續

(1) 提出書類等

- ア 狩猟免許更新申請書
- イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- ウ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ36センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- エ 狩猟免許更新申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円
- オ 受験票等の郵送を希望する者には、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部伊予三島林業課若しくは丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは宇和島地方局産業経済部御荘林業課（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

- ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。
- イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。
- ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第1329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
うわたきファミリー歯科クリニック	上 瀧 祥 子	宇摩郡土居町土居2129-1	平成15年5月1日
信義洋行薬局	越 智 敏 博	宇摩郡土居町入野860	平成15年3月1日
生 島 眼 科	医療法人 山 椒 慈 庵	温泉郡重信町野田二丁目103番地3	平成15年5月1日
なごみ調剤薬局	周 村 和 枝	伊予郡砥部町高尾田857番地3	平成15年6月1日
渡邊薬局保内店	渡 邊 龍 次	西宇和郡保内町宮内1-342-1	平成15年6月1日
お か 医 院	岡 浩	東宇和郡野村町阿下7-17-1	平成15年5月1日
くきた内科クリニック	莖 田 仁 志	宇和島市中沢町二丁目4番5号	平成15年6月1日
薬寿マリン薬局	有限会社 寿	八幡浜市大平1-774-5	平成15年4月1日
循環器科林病院	医療法人 健 生 会	新居浜市中西町6番46号	平成15年4月1日
菊 原 医 院	医療法人 菊 原 医 院	大洲市八多喜町甲97番地1	平成15年5月1日
ふ じ 薬 局	田 中 耕 治 郎	川之江市市川之江町2270-7	平成15年5月1日
岡 井 薬 局	岡井薬局有限会社	伊予市灘町301番地2	平成15年5月1日
吉 本 歯 科	吉 本 成 壽	東予市北条1651-3	平成15年5月1日

○愛媛県告示第1330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
信義洋行薬局	越 智 敏 博	宇摩郡土居町入野860	平成15年3月1日
高橋外科内科	高 橋 吉 俊	越智郡宮窪町大字宮窪4807番地	平成15年1月1日
森 岡 歯 科	森 岡 透	越智郡大西町脇甲829-1	平成15年4月1日
生 島 眼 科	生 島 操	温泉郡重信町野田二丁目103番地3	平成15年5月1日
近 沢 医 院	近 沢 信 明	伊予郡松前町大字浜330番地	平成15年4月1日
永 井 医 院	永 井 彰	西宇和郡三瓶町大字皆江1856-28	平成15年4月1日
松山産婦人科医院	松 山 栄 一	東宇和郡宇和町卯之町一丁目457	平成15年1月1日
循環器科林病院	林 健 二	新居浜市中西町6番46号	平成15年4月1日
菊 原 医 院	菊 原 正 仁	大洲市八多喜町甲99番地	平成15年5月1日
ふ じ 薬 局	田 中 清 太	川之江市市川之江町2270-7	平成15年5月1日
岡 井 薬 局	岡 井 一 志	伊予市米湊1698番地9	平成15年5月1日
吉 本 歯 科	吉 本 成 壽	東予市北条1651-1	平成15年5月1日

○愛媛県告示第1331号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（暗渠排水事業・中組地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（暗渠排水事業・中組地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年6月16日から7月11日まで
- 3 縦覧場所
小田町役場

○愛媛県告示第1332号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・中組地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1334号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定により、次のように家畜商の免許を与えた。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)
第1697号	平成15年6月13日	東宇和郡野村町大字阿下5号834番地	増田満永	昭和25年3月9日

○愛媛県告示第1335号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川宮内川水系宮内川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
宮内川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
西宇和郡保内町川之石1番耕地243番1地先から同1番

耕地243番7地先まで

- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 保内町
西宇和郡保内町宮内1番耕地260番地
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に朱色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成15年6月13日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1336号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおりに公示し

、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

(西条地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
東予市石田209 久 米 良 明	東予市広江119 丹 下 勝	東予市広江172- 9 中 津 一 馬	吉 井	吉井漁業協同組合

(松山地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市高浜町1丁目乙60-42 大 木 利 一	松山市高浜町2丁目乙69-1 長谷川 禮 治	松山市高浜町3丁目1503-25 高 木 伊勢吉	高 浜	高浜町漁業協同組合
松山市高浜町3丁目1503甲16 植 田 萬 吉	松山市高浜町6丁目1685 浜 矢 梅 市	松山市高浜町6丁目1613-11 網 矢 光 憲	高 浜	松山市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成15年 6月13日から同年 6月27日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

西条地方局管内の加入区	西条地方局産業経済部水産課
松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1337号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西海町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西海町

南宇和郡西海町船越1289番地 1

代表者 町長 中田 廣

南宇和郡西海町船越1291番地

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡西海町久家 845 番 2 地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から23点までを順次直線で結んだ線、23点と24点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.10メートル)における公有水面と久家第1防波堤との境界線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.10メートル)における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡西海町久家 736 番地先の久家第1物揚場に設置された金属錐)は、北緯32度56分28秒、東経 132度30分20秒の地点

1点は、基点から真北80度42分14秒 55.72メートルの地点

2点は、1点から真北 349 度36分57秒 11.03メートルの地点

3点は、2点から真北79度36分57秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北 349 度36分57秒2.20メートルの地点

5点は、4点から真北 259 度36分57秒1.00メートルの地点

6点は、5点から真北 349 度36分57秒 17.80メートルの地点

7点は、6点から真北79度36分57秒1.00メートルの地点

8点は、7点から真北 349 度36分57秒2.20メートルの地点

9点は、8点から真北 259 度36分57秒1.00メートルの地点

10点は、9点から真北 349 度36分57秒 10.20メートルの地点

11点は、10点から真北79度36分57秒 19.80メートルの地点

12点は、11点から真北 169 度36分57秒1.00メートルの

地点

13点は、12点から真北79度36分57秒2.20メートルの地点

14点は、13点から真北 349 度36分57秒1.00メートルの地点

15点は、14点から真北79度36分57秒 22.80 メートルの地点

16点は、15点から真北 169 度36分57秒1.00メートルの地点

17点は、16点から真北79度36分57秒2.20メートルの地点

18点は、17点から真北 349 度36分57秒1.00メートルの地点

19点は、18点から真北79度36分57秒 22.80 メートルの地点

20点は、19点から真北 169 度36分57秒1.00メートルの地点

21点は、20点から真北79度36分57秒2.20メートルの地点

22点は、21点から真北 349 度36分57秒1.00メートルの地点

23点は、22点から真北79度36分57秒 11.60 メートルの地点

24点は、23点から真北 166 度59分31秒 29.28 メートルの地点

(3) 面積

3,061.02平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年 3月 1日 愛媛県指令港第49号

4 しゅん功認可年月日

平成15年 6月13日

○愛媛県告示第1338号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を

○愛媛県告示第1341号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市禎瑞字八幡式番1509番 2 地先から 同字壱番1406番 3 まで	旧	メートル 7.0～15.0	キロメートル 0.760	
			新	17.7～35.6	0.760	

○愛媛県告示第1342号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施する旨の通知があった。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高度基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年 7月 1日から
平成15年10月10日まで
- 3 作業地域 宇和島市
北宇和郡日吉村、津島町
南宇和郡内海村

○愛媛県告示第1339号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、地域振興整備公団今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（世界測地成果導入に伴う 2・3 級基準点の座標変換）
- 2 作業期間 平成15年 6月13日から
平成15年 7月31日まで
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第1340号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、重信町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成15年 6月13日から
平成15年 9月30日まで
- 3 作業地域 温泉郡重信町田窪地域

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川新居浜野田線	西条市禎瑞字八幡式番1509番4から 同字老番1406番3まで	平成15年6月13日

○愛媛県告示第1343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局建（開）第8号 平成15年5月30日	北条市八反地字四反地甲1638番2及び甲1638番3	北条市八反地甲1638番地2 徳永正和
15松局建（開）第9号 平成15年5月30日	北条市磯河内字拂川甲316番1	松山市東長戸二丁目5番24号 プレジール安田B-201号 河野由利
15西局丹土（開）第3号 平成15年6月2日	東予市周布1588番2及び1594番2	東予市周布1418番地 塩崎龍雄
15松局伊土検（開）第9号 平成15年6月2日	伊予郡松前町大字昌農内字拂川679番3	伊予郡松前町大字西高柳119番地 井上美佐
15松局伊土検（開）第10号 平成15年6月2日	伊予郡松前町大字西高柳字天王220番1及び223番	松山市森松町1035番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西岡貞夫

○愛媛県告示第1344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を次のように指定した。

なお、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成12年6月愛媛県告示第1013号）は、廃止する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 名称及び住所
株式会社愛媛建築住宅センター
愛媛県松山市二番町四丁目1番地5
- 指定の区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第6号まで、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分

- 業務区域
愛媛県の全域
- 確認検査の業務を行う事務所の所在地
愛媛県松山市二番町四丁目1番地5
- 指定をした日
平成15年6月2日
- 指定の有効期間
指定をした日から5年間

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年6月3日	特定非営利活動法人 泉月	青野 勇	今治市松本町4丁目6番地4	この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行うとともに、痴呆症・介護に関する情報を提供し、文化活動・介護教育活動等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持

ちつつ心豊かにすごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年6月3日	特定非営利活動法人 介護企画あき	白 神 敏 恵	松山市南江戸4丁目5番25号	この法人は、身体障害者、高齢者に対して、ゆったりとした環境の中、家庭的な雰囲気での生活が送れるよう共同生活型介護システムの運営事業と年齢を問わず社会との交流を必要とする人や集団生活になじめない子供たちに対して勉学、趣味、生き甲斐等のサービスを提供する事業を行い、もって福祉社会の増進と実現に寄与することを目的とする。

○公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の種類

- (1) 網・わな猟免許試験
- (2) 第一種銃猟免許試験
- (3) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成15年8月5日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第1会場	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第1会場	テクスポート今治イベントホール	今治市東門町五丁目14-3	同 上
松山第1会場	松山地方局7階大会議室、6階第1・第2会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第1会場	大洲市総合福祉センター	大洲市東大洲270-1	同 上
宇和島第1会場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同 上

- (2) 平成15年9月2日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第2会場	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第2会場	テクスポート今治イベントホール	今治市東門町五丁目14-3	同 上
松山第2会場	松山地方局7階大会議室、6階第1・第2会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第2会場	八幡浜地方局7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同 上

宇和島第2会場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
---------	--------------	------------	----

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成15年8月5日の試験に係るものについては、7月9日(水)から22日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成15年9月2日の試験に係るものについては、7月9日(水)から8月19日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部伊予三島林業課若しくは丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは宇和島地方局産業経済部御荘林業課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

エ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各4,000円、その他の者にあっては各5,300円

オ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申込者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成15年6月6日あったので公表する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成15年度夏季一時金・その他
- 2 日時 平成15年6月17日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	北条市柳原739
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 附属新居浜精神病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
社団法人 八幡浜医師会	八幡浜市広瀬一丁目7の17

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を

単独又は併用して実施する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6-164

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年6月13日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

別表第7第1号(2)中「獣医師」の下に「、臨床工学技士」を、「作業療法士」の下に「、言語聴覚士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-979

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年6月13日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬道和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び給料表
の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

別表第15の表中

衛生検査技師	大学卒		0	5	5
	短大卒		2.5	5	5
		0	2.5	8	

を

衛生検査技師	大学卒		0	5	5
	短大卒		2.5	5	5
		0	2.5	8	
臨床工学技士	大学卒		0	5	5
	短大3卒		1	5	5
		0	1	6	

に

改め、同表備考中「衛生検査技師」の下に「臨床工学技士」を加える。

別表第27の表中

衛生検査技師	大学卒	2級2号給
	短大卒	1級4号給

を

衛生検査技師	大学卒	2級2号給
	短大卒	1級4号給
臨床工学技士	大学卒	2級2号給
	短大3卒	1級6号給

に改める。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 臨床工学技士

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子計算機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
電子計算機一式(ハードウェア式、ソフトウェア式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成16年1月1日から平成16年3月31日まで

- (5) 借入場所
愛媛県警察本部警務部情報管理課
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部総務室会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110 内線 2231

(2) 入札書の受領期限
平成15年7月25日(金)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所
平成15年7月25日(金)午後1時30分
愛媛県警察本部大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入

札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased : Main frame Computer , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 25 July 2003
- (3) For further information , please contact :
Supplies Procurement Section , Finance
Division , Administration Department , Ehime
Prefectural Police Headquarters , 2 2
Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime
790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
(頭書)勤務を命ずる(各通)

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

5月31日

愛媛県技術吏員 宮 田 誠 彦
同 石 原 博 史

願により本職を免ずる(各通)

愛媛県技術吏員 湯 汲 俊 悟

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

6月1日

玉 木 み ず ね
杉 山 圭 三
小 塚 輝 彦

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院内科医長を命ずる(各通)

濱 田 裕 一

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院形成外科医長を命ずる

岡 本 憲 省

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院神経内科医長を命ずる

(県立中央病院) 矢 野 喜 昭
(同) 山 本 正 治
(同) 本 多 亮 子
(県立南宇和病院) 山 本 祐 司
愛媛県技術吏員に任命する

